

免許申請の手続(免許申請のとする順序及び添付書類)

(社)石川県宅地建物取引業協会

順序	書類の名称	書類の要否		備考
		法人	個人	
1	免許申請書	○	○	第一面 年月日は、新規の場合は県庁申請年月日、更新の場合は協会持参年月日。すべての添付書類の年月日も申請及持参年月日を記入のこと。 印鑑は、個人は認印でもよい。法人は会社の丸印。申請の際必ず持参。 第二面 役員に関する事項。 第三面 事務所にに関する事項。 第四面 専任の取引主任者に関する事項。 第五面 大臣免許時使用、不必要でも添付しておくこと。
2	宅地建物取引業経歴書	○	○	個人の場合は暦年、法人の場合は定款等に定める事業年度ごとに左欄より古い年度順に記入。なお、新規は記入不要。(個人から法人への組織変更の場合も新規扱いとなります。)ただし、期限切・廃業後5年以内の新規申請の場合は実績を記入してください。
3	誓約書	○	○	個人-申請者、印は個人印 法人-代表者、印は法人印
4	専任の取引主任者設置証明書	○	○	専任の取引主任者、従事する者の数は添付書類(9)と同一のものを記入。
5	相談役・顧問・株主又は出資者の名簿	○	×	第一面 相談役及び顧問は定款に設置の規定があり、選任又は委嘱している場合に記入。 第二面 株式会社は発行済株総数の5%以上。その他法人は出資総額の5%以上。 (個人の申請で未記入であっても添付すること。)
6	事務所を使用する権限に関する書面	○	○	「所在地」の欄は、免許申請書に記載した所在地と土地建物登記簿謄本、建物賃貸契約書又は建物使用賃貸契約書等に記載された所在地が異なる場合には双方を併記(免許申請書に記載した所在地を上段、それ以外の所在地を(※)下段書き)すること。 ※事務所がビルの一室、他会社と同じ建物、民家の場合は、間取図を添付すること。 ※個人において、事務所所在地が代表者居住地と違う場合、自己所有であれば、建物の登記簿謄本を、賃借物件であれば、賃借契約書の写しを添付すること。(同一の場合は間取図を添付。) ※新規において、事務所が使用賃借の場合、所有者の承諾書を添付すること。
7	略歴書	○	○	個人-申請者、政令使用人(支店長)、専任取引主任者、法定代理人。 法人-代表者、役員、相談役、顧問。 政令使用人(支店長)、専任取引主任者、法定代理人。 ※最終学校卒業後のものをすべて記載してください。
8	資産に関する調書	×	○	動産、不動産、有価証券等、現金以外のものは時価に換算。 摘要欄には、取引金融機関名。土地建物の面積(m ²)、地目等を記入すること。 (法人の申請で未記入であっても添付すること。) ※前掲にある記入例参照
9	宅地建物取引業に従事する者の名簿	○	○	宅地建物取引業に従事する者全員(申請者・代表者含)職務内容は詳細に記入すること。(代表者、営業、経理等)取引主任者である者については[]内に登録番号を記入し、このうち、専任の取引主任者である者については[]の前に○印を付けること。
10	専任の取引主任者に係る専任状況報告書	○	○	代表者と専任取引主任者が同一の場合は不要。 出勤状況は、新規の場合は未記入、更新の場合は提出月の前月までの3ヶ月分を記入のこと。
11	身分証明書	○	○	個人-申請者、政令使用人(支店長)、専任取引主任者、法定代理人。 法人-代表者、役員、相談役、顧問、政令使用人(支店長)、専任取引主任者、法定代理人。 (本籍地の区市長村が発行する証明書)
12	登記されていないことの証明書	○	○	個人-申請者、政令使用人(支店長)、専任取引主任者、法定代理人。 法人-代表者、役員、相談役、顧問、政令使用人、(支店長)、専任取引主任者、法定代理人。 ※取り寄せ方法は別紙参照
13	専任取引主任者証交付証明書	○	○	取引主任者証の写。更新にあつては従業者証明書も添付する。
14	案内図	○	○	事務所(主・従)の所在がわかるよう最寄駅等より詳細に記入のこと。
15	事務所の写真	○	○	新規のときは外部は建物の全景。内部は事務所内の全景(2種類)。但し、事務所が2階以上の場合のみ入口付近の写っているものも添付(3種類)。 更新のときは台紙に記入してある写し方。(4種類)。 写真はポラロイドは不可でカラーであること。
16	貸借対照表	○	×	直前1年間のもの(納税証明書と同一)。法人設立後、第1回の決算の到来していない場合は設立時の貸借対照表のみ添付。
17	納税証明書	○	○	個人-税務署発行の所得税の納税証明書。(用紙その1)(直前1年間) 法人-税務署発行の法人税の納税証明書。(用紙その1)(直前1年間) 新規のときは、直前1年間に添付。法人の場合で、法人税の納税証明書を取得出来ないときは、代表者個人の所得税の納税証明書を添付すること。 所得税の納税証明書を取得出来ない場合は、源泉徴収票を添付すること。 (※納税証明書の申請書は、国税庁のホームページよりダウンロードすることができます。)
18	商業登記簿謄本	○	×	登記した法務局より取り寄せること。
19	申請者の住民票抄本	×	○	現住所の市町村長の発行するもの。

提出物 <免許申請書> 上記「免許申請のとする順序及び添付書類」の順にまとめたものを3部(原本1部、コピー2部)。
<手数料納入票> 33,000円の県証紙を貼ったもの。割印しないこと。※県証紙は協会でも販売しております。
なお、免許申請に必要な用紙は協会事務局で販売しておりますので、必要な方は購入してください。

免 許 申 請 書

[記入方法]

1 各面共通関係

- ① 申請者は、*印の欄には記入しないこと。
- ② 「申請時の免許番号」の欄は、免許換え新規又は更新の場合のみ記入すること。この場合、免許権者については、下表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。

(記入例)

0	0
---	---

 (5)

			1	0	0
--	--	--	---	---	---

 [国土交通大臣 (5) 第100号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事 (石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事 (渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事 (桧山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事 (後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事 (空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事 (上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事 (留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事 (宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事 (網走)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事 (胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事 (日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事 (十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事 (釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事 (根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

- ③ 「役名コード」の欄は、下表より該当する役名のコードを記入すること。
 - ア 個人の場合には記入しないこと。
 - イ 代表取締役が複数存在するときには、そのすべての者について「01」を記入すること。
 - ウ 農業協同組合法等に基づく代表理事の場合には、「01」を記入すること。
 - エ 商法第188条第2項第9号の規定に基づき登記された共同代表については、「10」を記入すること。

01	代表取締役 (株式会社・有限会社)	04	代 表 社 員 (合名会社)	07	理 事
02	取 締 役 (株式会社・有限会社)	05	社 員 (合名会社)	08	監 事
03	監 査 役 (株式会社・有限会社)	06	無 限 責 任 社 員 (合名会社)	09	その他

- ④ 「登録番号」の欄は、宅地建物取引主任者である場合にのみ、その登録番号を記入すること。この場合、登録を受けている都道府県知事については、上記②の表より該当するコードを記入すること。但し、北海道知事の登録を受けている場合には、51～64のうち該当するコードを記入すること。また、登録番号に「選考」とある場合にのみ最後の□に「1」を記入すること。

(記入例)

1	7
---	---

 —

0	0	0	1	0	0
---	---	---	---	---	---

 — □ [石川県知事登録第000100号の場合]

- ⑤ 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。

⑥ 「生年月日」の欄は、最初の□には下表より該当する元号のコードを記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

H

 —

0	1
---	---

 年

0	8
---	---

 月

2	3
---	---

 日

M	明治	S	昭和
T	大正	H	平成

〔平成元年8月23日の場合〕

⑦ 「所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により該当する市区町村のコードを記入すること。

(総務省編「全国地方公共団体コード石川県分」)

17201 金 沢 市	17206 加 賀 市	17324 川 北 町	17386 宝達志水町
17202 七 尾 市	17207 羽 咋 市	17344 野々市町	17407 中能登町
17203 小 松 市	17209 かほく市	17361 津 幡 町	17461 穴 水 町
17204 輪 島 市	17210 白 山 市	17365 内 灘 町	17463 能 登 町
17205 珠 洲 市	17211 能 美 市	17384 志 賀 町	

⑧ 「所在地」の欄は、⑦により記入した所在地市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例) 金沢市大豆田本町口46番地8

所在地市区町村コード	1	7	2	0	1	石 川 都道府 [◎] 金 沢 [◎] 郡区	区町村											
所 在 地	大	豆	田	本	町	口	4	6	—	8								

⑨ 申請者が未成年者である場合は、法定代理人の同意書を添付すること。

2 第一面関係

① 「免許の種類」の欄は、該当する番号を記入すること。

② 「免許換え後の免許権者コード」の欄は、「免許の種類」の欄において「2」を記入した場合にのみ、上記1②の表より該当する免許換え後の免許権者のコードを記入すること。この場合、免許換え後の免許権者が北海道知事である場合には「01」を記入すること。

③ 商号又は名称の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号又は名称」の欄も、上段から左詰めで記入すること。

④ 「法人・個人の別」の欄は、該当する番号を記入すること。

⑤ 代表者又は個人に関する事項については、法人の場合で代表者が複数存在するときには、申請者である代表者について記入し、その他の者については、第二面の役員に関する事項の欄に記入すること。

例えば、株式会社の場合で代表取締役が複数存在するときには、申請者である代表取締役について記入し、その他の者については、第二面の役員に関する事項の欄に記入すること（第二面であっても代表取締役の役名コードは「01」を記入すること。）。

⑥ 「兼業コード」の欄は、下表より該当する事業のコードを記入すること。なお、宅地建物取引業以外に行っている事業がない場合には「50」を記入すること。

01 農 業	05 建 設 業	09 卸売・小売業、 飲食店	13 サービス業
02 林 業	06 製 造 業	10 金融・保険業	14 そ の 他
03 漁 業	07 電気・ガス・ 熱供給・水道業	11 不動産賃貸業	
04 鉱 業	08 運輸・通信業	12 不動産管理業	

- ⑦ 「所属団体コード」の欄は、下表より該当する所属団体のコードを記入すること。なお、所属している不動産業関係業界団体がない場合には「50」を記入すること。

01	(社)高層住宅管理業協会	07	(社)日本高層住宅協会
02	(社)住宅産業開発協会	08	(社)日本ハウズビルダー協会
03	(社)全国住宅宅地協会連合会の会員である各協会	09	(社)日本ビルディング協会連合会の会員である各協会
04	(社)全国宅地建物取引業協会連合会の会員である各協会	10	(社)不動産協会
05	(社)全日本不動産協会	11	(社)不動産流通経営協会
06	(社)都市開発協会	12	その他

- ⑧ 「資本金」の欄は、法人の場合にのみ右詰めで記入すること。

3 第二面関係

- ① 第二面は、申請者が法人の場合にのみ記入すること。
- ② 役員に関する事項の欄は、第一面で代表者として記入した者については記入しないこと。
- ③ 第二面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

4 第三面関係

- ① 第三面は、項番30の事務所ごとに作成すること。
- ② 「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入すること。
- ③ 「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれー（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

(記入例)

0	7	6	—	2	9	1	—	2	2	5	5
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- ④ 「従事する者の数」の欄は、右詰めで記入すること。この場合に、「従事する者」には、営業に従事する者のみならず、宅地建物取引業に係る一般管理部門に所属する者や補助的な事務に従事する者も含めること。

また、申請者が個人である場合において、その家族が宅地建物取引業に従事し、又は従事しようとしているときは、その者についても記入すること。

なお、宅地建物取引業を他の事業と兼業する場合は、宅地建物取引業に従事する者についてのみ記入すること。

5 第四面関係

- ① 「専任の取引主任者に関する事項（続き）」の欄は、第三面に記載しきれない場合に使用することとし、第三面の次に添付すること。
- ② 第四面は、項番30の事務所ごとに作成すること。
- ③ 第四面に記載しきれない場合は、同じ様式により作成した書面に記載して当該面の次に添付すること。

[添付書類 (4)]

1 第一面関係

- ① 「役名コード」の欄は、下表より該当する役名のコードを記入すること。

11	相談役
12	顧問

2 第二面関係

- ① 株主又は出資者が個人である場合には、姓と名の間に1文字分空けて記入すること。
- ② 「生年月日」の欄は、株主又は出資者が個人の場合にのみ記入すること。
- ③ 「割合」の欄は、株式会社にあつては該当する株主につき保有株式の発行済株式総数に対する割合を、その他の法人にあつては該当する出資者につき出資金額の出資金総額に対する割合を記入すること。

[添付書類(8)]

- ① この書面は、事務所ごとに作成すること。
- ② 「申請時の免許証番号」の欄は、免許換え新規又は更新の場合にのみ記入すること。
- ③ 「宅地建物取引業に従事する者」の欄は、第三面に記入した数に基づき記入すること。
- ④ 「性別」の欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- ⑤ 「従業者証明書番号」の欄は、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。なお、新規の免許の申請の場合には、あらかじめ同項の証明書の番号を定め、その番号を記入すること。
- ⑥ 取引主任者である者については、[]内に登録番号を記入し、このうち専任の取引主任者である者については、[]の前に○印を付けること。

(記入例)

○ [(東京) 000100]

[東京都知事登録第000100号である専任の取引主任の場合]

[免許申請書の資産に関する調書の記入例]

〇〇年〇〇月〇〇日 現在

資 産	価 格	摘 要
資産 現金預金	1,000,000 円	〇〇銀行〇〇支店定期預金 〇〇銀行〇〇支店普通預金
有価証券	300,000	国債証券〇〇万円、割引電信電話債券〇〇万円
未収入金	200,000	土地代金
土 地	3,000,000	宅地〇〇〇㎡、農地〇〇〇㎡、山林〇〇〇㎡
建 物	3,000,000	延〇〇〇㎡
備 品	300,000	金庫、計算機、複写機、保管庫、事務机、椅子 外
権 利	500,000	店舗営業権、地上権、電話加入権
その他	0	
計	8,300,000	
負債 借入金	1,000,000	〇〇銀行〇〇支店より借入
未払金	200,000	土地代金
預り金	50,000	
前受金	1,000,000	
その他	0	
計	2,250,000	

[略 歴 書 の 書 き 方]

住 所	石川県金沢市大豆田本町口46番地8		
	電話番号 (076) 291-2255		
氏 名	宅 建 太 郎	生年月日	S 22年 2月 22日
職 名	代表取締役	登録番号	(石川) 第9999号
職 歴	期 間	従事した職務内容	
	自 S 40年 4月 1日 至 S 45年 3月 31日	〇〇株式会社に勤務 営業に従事	
	自 S 45年 4月 1日 至 S 55年 3月 31日	▲▲株式会社に勤務 ××営業所長に就任	
	自 S 55年 4月 1日 至 年 月 日	◎◎不動産商事株式会社に勤務 専任の取引主任者に就任	
	自 S 62年 12月 1日 至 年 月 日	◎◎ 同 上 取締役に就任	
	自 H 6年 12月 1日 至 年 月 日	◎◎ 同 上 代表取締役に就任 現在に至る	

- 「職名」の欄は、役名、政令第2条の2で定める使用人、専任の取引主任者、相談役又は顧問の別を記入すること。
- 「登録番号」の欄は、宅地建物取引主任者である場合のみ、その登録番号を記入すること。
- 「職歴」の欄は、次により記入すること。
 - 「期間」の欄は、就職・就任等の日から退職・退任等の日まで記入すること。
 - 「従事した職務内容」の欄は、勤務した法人等の名称及びその職務内容について記入すること。
 - 他の法人等の役員又は従業者等を兼務する場合は、そのすべてを記入すること。
 - 専任取引主任者に就任した場合は職務内容に記入すること。

宅地建物取引業経歴書の書き方

1. 事業の沿革

最初の免許	組 織 変 更					
※ 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
県知事免許 もしくは 大臣免許			商号変更のみ記入			

※ 年月日は最初の免許年月日を記入

届出先

(社)石川県宅地建物取引業協会

金沢市大豆田本町口46-8

TEL (076) 291-2255

(社)石川県宅地建物取引業協会 加賀地区会館

小松市向本折町ホ82-2

TEL (0761) 21-2181

(社)石川県宅地建物取引業協会 能登支部事務所

七尾市本府中町レ部33-34

TEL (0767) 52-0543